

## ◆◆◆ 国保

### 医療費通知のお知らせ時期

医療費通知は、国民健康保険の世帯主宛に年6回、後期高齢者医療被保険者宛に年3回のお知らせ（はがき）を送付しています。

今後の発送時期、対象となる診療月については表のとおりです。

※国民健康保険の医療費通知は再発行ができません。

※医療費通知は、医療費控除の申告手続きで「医療費控除の明細書」の代わりとして使用することができます。

医療費控除の対象となる支出で、通知に記載されていないものがある場合には、別途領収書に基づいて「医療費控除の明細書」を作成し、その

診療月	お知らせ時期（予定）		
	後期（年3回）	国保（年6回）	
1月診療	(5月下旬発送)	5月上旬	
2月診療		9月下旬	6月下旬
3月診療	8月下旬		10月下旬
4月診療			
5月診療	翌5月下旬 (1月診療分含む)		翌2月下旬
6月診療			
7月診療			
8月診療			
9月診療			
10月診療			
11月診療			
12月診療			

明細書を申告書に添付する必要があります。この場合、医療費領収書は、確定申告期限から5年間保存する必要があります。

また、通知に記載されている自己負担相当額（患者負担額）と、実際にご自身が負担した額が異なる場合があります。こうした場合には、自己負担相当額（患者負担額）欄に記載の額から公費負担医療の額を差し引くなど、ご自身で額を訂正して申告していただく必要があります。

医療費控除の申告に関することは、税務署にお問い合わせください。

【国民健康保険】吉備庁舎住民課・【後期高齢者医療制度】和歌山県後期高齢者医療広域連合  
073・428・6688

## ◆◆◆ 国民年金

### 産前産後期間の保険料免除

平成31年4月から、出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間（産前産後期間）の国民年金保険料が免除されます。

産前産後期間として認められた期間は保険料を納めたものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

※出産とは、妊娠85日（4カ月）以上の出産を言い、死産・流産・早産の場合を含みます。

●対象者／国民年金第1号被保険者で、出産日が平成31年2月1日以降の方

●届け出書提出先／吉備庁舎住民課・金屋庁舎やすらぎ福祉課・清水行政局住民福祉室・各出張所  
※届け出は、出産前と後、どちらでもできます。

### ●届け出に必要なもの

- ・国民年金手帳または個人番号カード・通知カード
- ・本人確認書類（個人番号カード、運転免許証など）
- ・印鑑（本人自署の場合は不要）
- ・母子健康手帳など（出産前に届け出をする場合。出産予定日を明らかにすることができる書類）
- ※死産などの場合は、そのことを明らかにできる書類が必要です。

吉備庁舎住民課・和歌山西年金事務所  
073・447・1660

### 学生納付特例制度

学生納付特例制度とは、学生の申請により、保険料の納付が猶予される制度です。新年度分の申請は、4月からできるので、希望する方は申請してください。

●対象者／大学（大学院）・短期大学・高等学校・高等専門学校・専修学校などに在学し、本人の所得が基

準以下の学生  
※所得の目安／118万円＋（扶養親族の数×38万円）以下

●申請書提出先／吉備庁舎住民課・金屋庁舎やすらぎ福祉課・清水行政局住民福祉室・各出張所・和歌山西年金事務所（郵送可）

### ●申請に必要なもの

- ・国民年金手帳または個人番号カード・通知カード
  - ・本人確認書類（個人番号カード、運転免許証など）
  - ・学生証または在学証明書
  - ・印鑑（本人自署の場合は不要）
- 保険料の追納  
学生納付特例が承認された期間は、10年以内であれば、申出により保険料を納めることができます。

吉備庁舎住民課・和歌山西年金事務所  
073・447・1660

## ◆◆◆ 献血

### 4月の献血

#### ●4月5日（金）

- ・有田川町消防本部吉備金屋消防署 9時30分～11時30分
- ・株式会社松源吉備店 13時～16時30分

### 金屋庁舎健康推進課